

大町市コワーキングスペース運営業務 評価基準

1 基本的事項

事業者は、コワーキングの意義や目的を十分理解しているとともに、柔軟かつ高度な発想力及び企画提案力を有し、大町市で創業を希望する支援をする事業者でなければならない。

2 選定基準

(1) 企業理念

ア 創業に対する基本的な考え方、本業務の趣旨や目的の理解度及び意欲

(2) 人員体制

ア 勤務体制等

イ 効率的な運営方法の検討

(3) 提案内容

ア 本業務の趣旨に沿った、説得力のあるコンセプトとなっているか

イ コンセプトに基づいた運営を検討しているか

ウ 本市ならではの魅力を十分引き出せる検討をしているか

エ 創業希望者の支援となる内容となっているか

オ 交流の場となる活用方法や、業務目的を効果的に実行できる提案があるか

(4) 価格

ア 金額が提案内容に対して適当であるか

3 評価基準

(1) 評価項目に対する評価基準及び評価点数割合は以下のとおりとする。

評価基準	評価点数
おおいに評価できる	5.0
評価できる	4.0
普通	3.0
あまり評価できない	2.0
評価できない	1.0

(2) 判定

各評価の評価点数は(1)のとおり5段階で判定する。

なお、評価項目の(2)のイ及び(3)のオは重要項目であるため評価点数を2倍に割増し、最重要項目である(3)のア～エについては評価点数を3倍に割増する。

(3) 優先交渉権者の選定

各評価項目の最高得点者を優先交渉権者とする。

なお、審査委員会で決定した業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

また、同点の場合は、上記選定基準のうち、(3)の合計点数が高い事業者を優先交渉権者とし、それも同点の場合は、(3)のア～エの合計点数が高い事業者を優先交渉権者とする。

項目		選定基準	配点		倍率	点数
(1)	企業理念	ア コワーキングに対する基本的な考え方、本業務の趣旨や目的の理解度及び意欲	5	5	1.0	
(2)	人員体制	ア 勤務体制等	15	5	1.0	
		イ 効率的な運営方法の検討		10	2.0	
(3)	提案内容	ア 本業務の趣旨に沿った、説得力のあるコンセプトとなっているか	70	15	3.0	
		イ コンセプトに基づいた運営を検討しているか		15	3.0	
		ウ 本市ならではの魅力を十分引き出せる検討をしているか		15	3.0	
		エ 創業希望者の支援となる内容となっているか		15	3.0	
		オ 交流の場となる活用方法や、業務目的を効果的に実行できる提案があるか		10	2.0	
(4)	価格	ア 金額が提案内容に対して適当であるか	5	5	1.0	
合計			100			

評価基準	評価点数
おおいに評価できる	5.0
評価できる	4.0
普通	3.0
あまり評価できない	2.0
評価できない	1.0